

表彰推薦書

ふりがな
氏 名 _____

生年月日 昭・平 年 月 日

上記の者は、公益財団法人恵那市体育連盟表彰規程 第 条 第 号
に該当するものと認められるので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

推薦団体名 _____ (印)

推薦団体長名 _____ (印)

公益財団法人 恵那市体育連盟

会 長 山 本 好 作 殿

チ ム 表 彰

第3号様式

功 績 調 書	
ふりがな 名 称	
所在地	
チーム功績者氏名 (監督、選手名)	
功績事項 その他 参考事項	
表彰歴	

公益財団法人恵那市体育連盟表彰規程（抜粋）

第1条 公益財団法人恵那市体育連盟（以下「法人」という。）は、定款第4条の規定に基づき、市内に在住、在学、在勤する者で当市のスポーツ振興に著しく貢献したものを表彰する。

第2条 表彰は、次の2種とする。

(1)一般表彰

(2)感謝状

第3条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、表彰状を贈り表彰する。

(1)体育功労者

ア この法人の役員として連盟の発展に特に寄与した者。

イ この法人の加盟団体役員として特に功労のあった者。

(2)優秀選手・監督及び優秀チーム

ア 国際競技大会に参加した者。

イ 全国的スポーツ大会において、個人にあっては8位、チームにあっては3位以上の成績を収めた者。

ウ 高校生、中学生及び小学生にあっては、県大会において優勝した者、又は東海大会において3位以上の成績を収めた者。

オ 岐阜県民スポーツ大会において優勝したチーム、監督又は選手。

(3)特別優秀選手・監督及び優秀指導者

ア 長期にわたり優秀選手・監督及び優秀チームとして表彰された者。

イ 国際大会において6位以内に入賞した者。

(4)スポーツ少年団功労者及び優秀指導者

ア スポーツ少年団役員として、その発展に寄与した者。

イ 長期にわたりスポーツ少年団指導者として活躍し貢献した者。

(5)奨励賞・努力賞

前各号以外で功績のあったもの。

(6)その他

推薦団体が複数あって、功績内容がそれぞれ相違し、該当する賞が異なる場合は、それぞれ該当する賞を授与することができる。

第4条 この法人に多額の金品を寄与した者に対しては、感謝状を贈呈する。

第5条 表彰は、年1回行う。ただし、特に必要があるときは、その都度行う。

第6条 選考は、会長又は加盟団体長の推薦した者について理事会で審査し、承認を経て会長が決定する。

公益財団法人恵那市体育連盟表彰規程に関する内規（抜粋）

1. 体育功労者

- (1) この法人の役員とは、定款第21条に規定する会長、副会長、専務理事、理事、監事として3期以上在職した者を対象とする。
- (2) 加盟団体役員とは、会長・副会長・理事長として10年以上在職した者を対象とする。
- (3) 一度体育功労者として表彰されたものは、再び表彰しない。

2. 優秀選手・監督及び優秀チーム

- (1) 全国的スポーツ大会とは、日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催又は共催する競技会をいう。
- (2) 国際競技大会とは、国際オリンピック委員会又はアジアオリンピック評議会、国際競技連盟加盟の国際競技団体又はアジア競技連盟に加盟する競技団体が主催又は共催する競技会をいう。
- (3) 東海大会・県大会とは、東海地方又は県を統括する体育団体に加盟する当該地域を統括する競技団体が主催又は共催する競技会をいう。
- (4) 前各号のほか、水準の高いと認められる大会についてはその都度、理事会で審議する。
- (5) チームとは、団体競技種目とする。リレー並びにメドレー種目は個人とする。
- (6) 在住者とは、住民票の有無にかかわらず恵那市内において、主に生活及び活動しているものをいう。

3. 特別優秀選手・監督及び特別優秀チーム

- (1) 長期とは、3年連続優秀選手・監督・チームに該当した者とする。
- (2) 特別優秀選手・監督及び特別優秀チームとして表彰され、さらに優秀な成績を上げた者については、理事会で審議し、特別に表彰することができる。
- (3) チームの構成員についても同様に扱う。

4. 奨励・努力賞対象者

中学生及び小学生にあつては、前出の各大会以外の県大会において優勝した者。

5. スポーツ少年団功労者

- (1) スポーツ少年団役員とは、本部役員として3期以上、または単位団役員として10年以上在職した者を対象とする。
- (2) 一度表彰されたものは表彰しない。

6. スポーツ少年団優秀指導者

- (1) 長期とは、10年以上指導者として活躍した者を対象とする。

7. 感謝状贈呈者

- (1) 多額の金品とは、30万円相当額以上をいう。
ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。